

保育士等の子どもの保育施設優先利用に関する申出書

令和 年 月 日

(あて先) さいたま市 _____ 福祉事務所長

設置者名称 _____

設置者住所 さいたま市 区 _____

代表者名 _____

当施設は、以下の対象職員の子どものに係る保育施設の利用調整にあたり、「保育士・保育教諭、または保育士としてみなすことができる保健師、看護師または准看護師として勤務すること」を条件に優先利用の対象として選考されることに對し、次に掲げる事項を了承のうえ、要請をします。

また、次に掲げる事項を満たさない場合は、速やかに各区支援課へ報告するとともに、対象職員の子どもの「保育実施解除」の適否について必要な確認等に応じることに同意します。

- 対象職員がさいたま市内の保育施設または幼稚園(※) に、保育士・保育教諭または保育士としてみなすことができる保健師、看護師または准看護師として、今回選考対象となった子どもの保育施設利用開始日から2年以上勤務すること。
(※)「保育施設」とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、さいたま市認定保育施設(ナーサリールーム・家庭保育室)、その他のさいたま市に届出がある定員6人以上の認可外保育施設をいいます。
(※)「幼稚園」の場合は、預かり保育への従事を予定していることが必要です。
- 対象職員が勤務(予定)する保育施設または幼稚園を退職(内定取消を含む。以下同じ。)することが決まったときは、その旨を速やかに各区支援課へ申告すること。
- 勤務(予定)する保育施設または幼稚園を保育施設利用開始日から2年未満で退職した場合は、継続利用の条件として、退職後2か月経過後の月末までに市内の他の保育施設または幼稚園に勤務すること。
- 本措置については、対象職員及び雇用する施設の双方において、要件を満たすことが確認できる場合にのみ該当するものとし、要件を満たさない場合は通常の選考基準により入所の可否を決定すること。

対象職員氏名	生年月日	職種	資格名

勤務先施設名称	2年以上の勤務予定	雇用形態
	有 ・ 無	

裏面もご覧ください。

- 優先利用による保育施設利用開始後、2年未満に利用事由が変更となる場合の保育の実施は、次のとおりとなります。

①就労……………他の職種に変更となる場合は、退所となります。

下の子の妊娠・出産による産前・産後・育児休暇となる場合は、継続利用可能です。

②妊娠・出産……………利用事由が妊娠・出産となった場合は、妊娠・出産における保育の実施期間後、退所となります。

③疾病・障害……………状況等の確認のため、区役所支援課までご相談ください。

④介護・看護……………状況等の確認のため、区役所支援課までご相談ください。

⑤災害復旧……………状況等の確認のため、区役所支援課までご相談ください。

⑥求職活動……………退職後2か月経過後の月末までに市内の他の保育施設または幼稚園に勤務した場合は、継続利用可能です。また、勤務しなかった場合は、退所となります。

⑦就学……………就学となる場合は、退所となります。

※保育施設利用開始日に下の子の産前・産後休暇中の場合は、出産日から8週間経過後2か月以内にさいたま市内の保育施設または幼稚園に勤務することにより継続利用可能です。

- 保育士とみなすことができる保健師、看護師または准看護師は各保育施設につき1名までとなります。以下、省令の抜粋を掲載します。

「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項」（抜粋）

附 則 （平成一〇年四月九日厚生省令第五一号）

（経過措置）

2 改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。